

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第四十八号

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部を改正する条例

奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第六十八条―第七十条）」を「第七節 共生型介護予防サービスに関する基準（第六十七条の二・第六十七条の三）に改める。」

第一条中「第一百五十五条の二第二項第一号」の下に、「第一百五十五条の二第二項第一号及び第二号」を加える。

第二条中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 共生型介護予防サービス 法第一百五十五条の二の二第一項の申請に係る法第五十三条第一項本文の指定を受けた者による指定介護予防サービスをいう。

第八十一条第一項中「」は、「」を「」が「」に、「指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下この章において「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」という。）を置かなければならない」を「置くべき従業者の員数は、次のとおりとする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 医師 指定介護予防訪問リハビリテーションの提供に当たらせるために必要な一以上の数

二 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 一以上

第八十一条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一

項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号の医師は、常勤でなければならない。

第八十二条第一項中「又は介護老人保健施設」を、「介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

第八十八条第四号、第五号及び第十一号から第十三号までの規定中「又は言語聴覚士」を「若しくは言語聴覚士」に改める。

第八十九条中「、看護職員（歯科衛生士が行う介護予防居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。以下この章において同じ。）」を削る。

第九十条第一項第一号イ中「、看護職員」を削り、同項第三号を削る。

第九十一条第一項中「、薬局又は指定訪問看護ステーション等」を「又は薬局」に改める。

第九十三条中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 通常の事業の実施地域

第九十七条第三項を削る。

第二百十条第一項ただし書中「介護老人保健施設」の下に「又は介護医療院」を加える。

第三百三十一条第四項中「介護老人保健施設」の下に「、介護医療院」を、「もの（以下」の下に「この節及び次節において」を加える。

第三百三十八条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置すること。
- 二 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第三百三十八条第四項を削る。

第四百四十四条第二項第三号中「第三百三十八条第三項」を「第三百三十八条第二項」に改める。

第九章第七節を同章第八節とし、同章第六節の次に次の一節を加える。

第七節 共生型介護予防サービスに関する基準

(共生型介護予防短期入所生活介護の基準)

- 第六十七条の二** 介護予防短期入所生活介護に係る共生型介護予防サービス(以下この条及び次条において「共生型介護予防短期入所生活介護」という。)の事業を行う指定短期入所事業者(奈良県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成二十四年十二月奈良県条例第三十七号。以下この条において「指定障害福祉サービス基準等条例」という。))第四百四条第一項に規定する指定短期入所事業者をいい、指定障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。以下この条において同じ。))が指定短期入所(指定障害福祉サービス基準等条例第一百条に規定する指定短期入所をいう。以下この条において同じ。))の事業を行う事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所又は指定障害者支援施設がその施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所(以下この条において「指定短期入所事業所」という。))において指定短期入所を提供する事業者に限る。)
- ()が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。
- 一 指定短期入所事業所の居室の面積を、指定短期入所の利用者の数と共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数で除して得た面積が九・九平方メートル以上であること。
 - 二 指定短期入所事業所の従業者の員数が、当該指定短期入所事業所が提供する指定短期入所の利用者の数を指定短期入所の利用者及び共生型介護予防短期入所生活介護の利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定短期入所事業所として必要とされる数以上であること。
 - 三 共生型介護予防短期入所生活介護の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定介護予防短期入所生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

- 第六十七条の三** 第五十二条の三から第五十二条の七まで、第五十二条の九、第五十二条の十、第五十二条の十三、第五十三条の二、第五十三条の三、第五十五条、第五十六条の四から第五十六条の十一、第五十八条、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第三百十条、第三百十二条、第三百十四条第一項及び第九項並びに第四節(第百

四十五条を除く。)及び第五節の規定は、共生型介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第五十六条の四中「第五十六条」とあるのは「第四十条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と、第二百二十二条の二第三項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第三百三十五条第一項及び第三百三十九条中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と、第四百四十二条第二項第二号中「次条において準用する第五十二条の十三第二項」とあるのは「第五十二条の十三第二項」と、同項第四号中「次条において準用する第五十三条の三」とあるのは「第五十三条の三」と、同項第五号中「次条において準用する第五十六条の八第二項」とあるのは「第五十六条の八第二項」と、同項第六号中「次条において準用する第五十六条の十第二項」とあるのは「第五十六条の十第二項」と読み替えるものとする。

第七十六条第一項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、当該指定介護予防短期入所療養介護に置くべき医師、薬剤師、看護職員、介護職員、理学療法士又は作業療法士及び栄養士の員数は、それぞれ、利用者を当該介護医療院の入所者とみなした場合における法に規定する介護医療院として必要とされる数が確保されるために必要な数以上とする。

第七十七条第二項第四号イ中「食堂及び」を削り、同項に次の一号を加える。

五 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院（奈良県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例（平成三十年三月奈良県条例第六十六号）第四十四条に規定するユニット型介護医療院をいう。第九十四条及び第九十八条において同じ。）に関するものを除く。）を有することとする。

第七十八条中「介護老人保健施設」の下に「若しくは介護医療院」を加える。

第八十条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置すること。

二 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
実施すること。

第百八十条第四項を削る。

第百八十二条に次の一号を加える。

四 介護医療院である指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、利用者を当
該介護医療院の入所者とみなした場合において入所定員及び療養室の定員を超える
こととなる利用者数

第百八十三条第二項第三号中「第百八十条第三項」を「第百八十条第二項」に改める。
第百九十四条第二項に次の一号を加える。

五 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、
法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院
に関するものに限る。）を有することとする。

第百九十八条に次の一号を加える。

三 ユニット型介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所に
あつては、利用者を当該ユニット型介護医療院の入居者とみなした場合において入
居定員及び療養室の定員を超えることとなる利用者数

第百六条第八項中「のうち一人以上及び介護職員のうち」を「及び介護職員のうち
それぞれ」に改める。

第二百十四条中第二項を削り、第三項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、
次に掲げる措置を講じなければならない。

一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催する
とともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的
実施すること。

第二百十四条第四項を削る。

第二百十九条第二項第三号中「第二百十四条第三項」を「第二百十四条第二項」に改
める。

第二百二十八条中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第二百三十六条第二項第八号中「第二十四条第三項」を「第二十四条第二項」に改める。

第二百五十三条第一号中「利用料」の下に「、全国平均貸与価格」を加え、同条に次の一号を加える。

七 指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者提供するものとする。

第二百五十四条第四項中「利用者」の下に「及び当該利用者に係る介護支援専門員」を加える。

附則に次の三条を加える。

第十七条 第二百六条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換（当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床の病床数を減少させるとともに、当該病院等の施設を介護医療院、軽費老人ホーム（老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。次条及び附則第十九条において同じ。）を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護を除く。）の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設（介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所に併設される指定介護予防特定施設をいう。以下同じ。）の生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の員数の基準は、次のとおりとする。

一 機能訓練指導員 併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士により当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができること。

二 生活相談員又は計画作成担当者 当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数

第十八条 第二百三十条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者

生活介護の事業を行う医療機関併設型指定介護予防特定施設の生活相談員及び計画作成担当者の員数の基準は、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の実情に応じた適当数とする。

第十九条 第二百八条及び第二百三十二条の規定にかかわらず、療養病床等を有する病院又は病床を有する診療所の開設者が、当該病院の療養病床等又は当該診療所の病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行って指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業を行う場合の医療機関併設型指定介護予防特定施設においては、併設される介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設の利用者の処遇が適切に行われると認められるときは、当該医療機関併設型指定介護予防特定施設に浴室、便所及び食堂を設けないことができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二百五十三条第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスを行っている事業所において行われるこの条例による改正前の奈良県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例（以下「旧指定介護予防サービス等基準等条例」という。）第八十九条に規定する指定介護予防居宅療養管理指導のうち、看護職員（歯科衛生士が行う居宅療養管理指導に相当するものを行う保健師、看護師及び准看護師を除いた保健師、看護師又は准看護師をいう。）が行うものについては、旧指定介護予防サービス等基準等条例第十九条から第九十一条まで及び第九十七条第三項の規定は、平成三十年九月三十日までの間、なおその効力を有する。